



汚したスーツの クリーニング代、 払わないといけない？

弁護士 寺中 麗子

Aさんは、毎日会社まで電車通勤をしています。その日の朝は、遅延の影響で、電車は超満員です。そんな中、電車が急ブレーキをかけたため、Aさんはバランスを崩してよろけ、前に立っていたBさんのスーツにうっかり口紅をつけてしまいました。スーツが汚れたことに気づいたBさんは、満員電車での苛立ちもあってか、「高いスーツなんだ。賠償しろ。クリーニング代を払え」と大変ご立腹です。Aさんは、「電車が急ブレーキをかけたのが悪い」と思い、Bさんの要求に納得がいきません。Aさんはクリーニング代を払わなければならないのでしょうか。

◆——解説

民法709条は、不法行為による損害賠償として、「故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」と定めています。

今回の場合は、口紅をつけてしまった行為が、不法行為にあたるのかが問題となります。

「損害」については、Bさんのスーツが汚れているので、クリーニング代相当の損害が発生していることは間違いありません。

問題になるのは、「故意または過失」の有無です。Aさんはわざと口紅をつけたわけではないので、「故意」がないのは当然ですが、「過失」はあるのでしょうか。

「過失」とは、簡単にいうと、結果の発生を予測できたにもかかわらず、結果の発生を回避する義務を怠ったことだと考えられています。

一般的に、電車が急ブレーキをかけることがあることは周知されていますし（電車内では、急ブレーキをかけることがあるとして注意を促すアナウンスがよく流れています）、満員電車内でバランスを崩して、周囲の人に接触してしまうことはよくあることです。

Aさんも、上記のことを予測できたのであり、よろけな

いよう注意したり、仮によるけたとしても接触して他人の服を汚さないよう、手で防ぐ、顔をそむけるといった行動をとって、結果の発生を回避する義務がありました。

Aさんは、これらの義務を怠り、口紅をつけてしまったのですから、「過失」があるといえそうです。

逆に、予測できない事情があった場合、例えば、第三者から故意に突然押されたという場合には、Aさんに「過失」はないといえる可能性もあります（なお、電車の急ブレーキは、危険回避のための正当行為と考えられますので、鉄道会社に責任を問うことは難しいでしょう）。

また、Bさん自身も急ブレーキでバランスを崩していたなど、Bさん側にも「過失」があったという場合には、過失相殺（民法722条第2項）といって、賠償額が減額されることもあります。

もっとも、「過失」や「過失相殺」があるかないかについては、詳細な事情を把握することなしに、一概に判断することはできません。実際、交通事故や医療事故などの複雑な事案になると、当事者の対立も激しく、裁判所で争われることも多いです。

Aさんの場合も、細かな事情を精査すれば、過失はなく、法律上は、クリーニング代の支払いをする義務はないといえるかもしれません。

しかしながら、朝の電車で、微妙な過失の有無を争い口論するよりも、他人のものを汚してしまった以上、素直に謝罪し、スマートにクリーニング代を払ってしまった方が、一日気持ちよく過ごせるのではないのでしょうか。

執筆者プロフィール

寺中 麗子（てらなか れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

早稲田大学法学部・首都大学東京法科大学院卒業。

所属：東京リベルテ法律事務所

趣味は、昼寝、料理。